【アメリカ】学生スポーツ選手に対する NCAA の教育関連給付制限に関する連邦最高裁判所判決

海外立法情報課　中川　かおり

＊2021 年 6 月 21 日、連邦最高裁判所は、大学等が学生スポーツ選手に提供する教育関連の給付を制限する NCAA の規則を差し止めた連邦地方裁判所判決を支持する判決を下した。

1　背景及び連邦下級審判決の概要

アメリカでは、学生スポーツが盛んであり、単科大学及び総合大学（以下「大学等」）は、スポーツの影響力を用いて、収入を得、注目を集め、入学希望者を増やし、卒業生からの寄付を募っている[1]。全米大学体育協会（National Collegiate Athletic Association: NCAA）は、選手を「アマチュア」とすることにより、選手への大学等からの報酬（教育関連給付を含む。）の提供を制限する多数の規則を定めている。これらの規則は、選手への報酬を、競争的な市場で得られるであろう金額を下回る金額に抑えている。

この NCAA の報酬を制限する規則に対し、ディビジョン I[2]のアメフト及びバスケットボールのチームに、現在所属し、又は過去に所属した選手が、反トラスト法[3]違反を訴える訴訟を、カリフォルニア州北地区連邦地方裁判所（以下「連邦地裁」）に提起した。選手は、特に、NCAA の規則が「州内若しくは外国との取引又は通商を制限する契約、トラストその他の形態による結合又は共謀」[4]を違法とするシャーマン法第 1 条（15 U.S.C. § 1）に違反すると主張した。連邦地裁は、2019 年 3 月 8 日、シャーマン法第 1 条に基づき「合理の原則（rule of reason）」[5]を適用し、大学等が選手に提供する教育関連の給付（在籍期間後に、大学又は大学院の課程を修了し、又は職業訓練学校に在籍するための奨学金の提供、在籍期間外のチューター又はインターンへの支払等）を制限する、一部の NCAA の規則に限定して差止命令を発した[6]。双方が控訴したが、連邦控訴裁判所第 9 巡回区は、2020 年 3 月 9 日、連邦地裁が、NCAA による選手に対する反競争的行為により生じた損害に対する救済を提供しつつ、大学スポーツの人気を保持する競争促進的な目的に資することとの間の適切なバランスを取ったと判断した[7]。これに対し、NCAA は、選手に対する報酬制限の全てが、反トラスト法の適用除外とされることを求めて上告した。

2　連邦最高裁判所判決の概要

2021 年 6 月 21 日、連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁」）は、全員一致により、連邦地裁

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 10 月 12 日である。
[1] NCAA v. Alston, 141 S.Ct. 2141 (2021). <https://www.supremecourt.gov/opinions/20pdf/20-512_gfbh.pdf>
[2] NCAA は、1973 年に、アメフトと男子バスケにつき、規模が大きく競技レベルの高い大学の順に、ディビジョン I ～III のリーグを作った。ジェラルド・ガーニーほか『アメリカの大学スポーツ』玉川大学出版部, 2018, p.33.
[3] 独占禁止に関するシャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員会法を中核とし、その判例等を合わせた総体をいう。
[4] 村上政博『アメリカ独占禁止法: アメリカ反トラスト法 第 2 版』弘文堂, 2002, p.10.
[5] 競争業者間の取決め、協定を規制するシャーマン法第 1 条は、全ての取引制限ではなく、非合理な取引制限を禁止する。そこで、競争業者間の取決め、協定についても、事案ごとに、その内容、参加者の力、目的・意図、効果を総合評価して違法性を判断するのが、合理の原則である。同上, p.38; 田村次朗「共同事業体における内部制限に対する競争法の適用について」『法学研究』91 巻 12 号, 2018.12, pp.4-6.
[6] In re NCAA Ath. Grant-In-Aid Cap Antitrust Litig., 375 F. Supp. 3d 1058 (2019).
[7] Alston v. NCAA (In re NCAA Ath. Grant-In-Aid Cap Antitrust Litig.), 958 F.3d 1239 (2020).

による差止命令が、反トラスト法の原則と合致すると判断した。最高裁は、連邦地裁が扱った、教育関連給付を制限するNCAAの一連の規則に、自らの判断の範囲を限定した。

(1) 共同事業に対するシャーマン法の適用除外の否定

NCAAは、大学対抗スポーツ競技に独自の商品（選手等）を提供するための共同事業であることから、裁判所はNCAAの規則による報酬制限につき、謙譲的な分析をすべきであったと主張した。これに対し、連邦最高裁は、仮にNCAAが共同事業だとしても、関連する市場に独占的権限を有する共同事業であるので、適切に「合理の原則」による判断に服するとした。そして、NCAAの規則による報酬制限の反競争的効果については、合理の原則に求められる完全な分析を必要としない、省略された、又は「一瞥（quick look）」による判断が許容されるとした。

(2) 選手の報酬に対するNCAAの制限を承認する法的根拠の不存在

NCAAは、Board of Regents判決[8]が、選手の報酬に対するNCAAの制限を明白に承認したと主張した。当該判決は、NCAAが大学スポーツにおいてアマチュアリズムの伝統を維持する役割につきコメントし、これがシャーマン法の目的と合致すると述べるが、連邦最高裁は、このくだりは法的拘束力を持たない傍論にすぎず、本件の解決の手がかりとはならないとした。

(3) 学生の教育という事業に対するシャーマン法の適用除外の否定

NCAAは、会員の大学等が営利企業ではなく、学生の教育という社会的に重要な非営利の事業を行うことから、合理の原則に基づく分析の適用は不適切であると主張した。これに対し、連邦最高裁は、こうしたシャーマン法の適用除外を否定し、NCAAが同法に服するとしてきたとし、NCAAを同法の適用除外とする議論は、連邦議会で行うべき立法論であるとした。

(4) 最も制限的でない手段の証明の否定

NCAAは、連邦地裁が、NCAAの規則につき、大学スポーツのための消費者の需要保全という競争促進的な目的を達成する、最も制限的でない手段であることの証明をNCAAに請求したことが誤りであると主張した。連邦最高裁は、これが誤りであったことを認めつつ、連邦地裁は、NCAAの制限が「明らかに合理的な説明がつかないほど厳格な制限」であると認定した後に、規則による制限がシャーマン法に違反すると判断したことにより、誤りは正されたとした。

(5) アマチュアリズムによるシャーマン法の適用除外の否定

NCAAは、連邦地裁が「商品」を「不当に再定義」する代わりに、アマチュアリズムの概念を尊重すべきであったと主張した。連邦最高裁は、NCAAがその商品である選手を、アマチュアとラベル付けし直すことで、シャーマン法の適用除外を宣言することはできないとした。

(6) 連邦地裁によるより制限的でない代替手段等の判断枠組みの容認

連邦地裁が、選手に認めたのと同様の競争促進的給付を、NCAAがより制限的でない代替手段により提供できるとしたことにNCAAは異論を唱え、地裁の差止命令がその事業を「細かく管理する」結果になると主張した。連邦最高裁も、「判決に基づく高度に詳細な監視の継続」は、競争を促すより損なうことに終わる可能性に敏感でなければならないと認めた。しかし、連邦地裁は、NCAAの報酬制限の緩和が、大学スポーツとプロスポーツの間の分離を曖昧にせず、それゆえ需要を損なわず、かつ、現在の規則と比べより制限的でない代替手段であると認定した上で、一定のNCAAの制限を禁止したにすぎない。さらに、連邦地裁は、何が教育関連給付であるかの定義を含む規則制定に対するNCAAの広汎な裁量を維持するとした。

---

[8] NCAA v. Board of Regents, 468 U.S. 85 (1984).